

| 改定前   | 改定後  |
|---|--|
| <p>本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ソルクシーズ（以下「当社」といいます。）、ならびに当社との間で「いまイルモサービス利用契約」（以下「本契約」といいます。）を締結した者（以下「契約者」といいます。）に対して適用される規定であり、<u>回契約</u>と一体をなすものです。<u>回契約</u>の締結にあたっては、本規約を確認し同意することを要します。</p>  | <p>本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ソルクシーズ（以下「当社」といいます。）、ならびに当社との間で「いまイルモサービス利用契約」（以下「本契約」といいます。）を締結した者（以下「契約者」といいます。）に対して適用される規定であり、<u>本契約</u>と一体をなすものです。<u>本契約</u>の締結にあたっては、本規約を確認し同意することを要します。</p>   |
| <p><b>第4条 定義</b></p> <p>本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <p>(1) 申込者<br/>本契約を締結するために当社所定の手続きに従い所定の事項を<u>入力</u>する者をいいます。</p> <p>(2) 契約者<br/>本規約に基づく契約を当社と締結している<u>方</u>をいいます。</p> <p>(3) 見守られる側対象者<br/>見守られる側対象者とは、みまもりセンサーを自己の居住する住居や日常生活を過ごす主たる施設等（以下、「住居等」という）に設置する<u>方</u>をいいます。</p> <p>(4) 見守る人<br/>見守る人とは、契約者および契約者によってみまもりサービスを利用する<u>方</u>として指定された<u>方</u>をいいます。</p> <p>(5) 利用者<br/>見守られる側対象者および見守る人を含め、みまもりサービスを利用する<u>全ての方</u>をいいます。</p> <p>(6) みまもりセンサー（親機）<br/>みまもりセンサー（親機）とは、見守られる側対象者の住居等に設置される通信装置兼センサー装置（モーションセンサー、照度センサー、温度センサー、湿度センサー）をいい、みまもりセンサー（親機）のセンサー情報及び、みまもりセンサー（子機）から送信されたデータを受信・蓄積し、蓄積した情報を当社の専用サーバに送信します。</p> <p>(7) 【省略】</p> <p style="text-align: center;"><b>【追加】</b></p> <p>(8) みまもりセンサー<br/>みまもりセンサーとは、みまもりセンサー（親機）、みまもりセンサー（子機）を総称した語です。その他の付属品は含まれません。</p> <p>(9) 【省略】</p> <p>(10) 決済代行会社<br/>決済代行会社とは、契約者の指定したクレジットカード会社に対し、みまもりサービスに係わる初期登録料、みまもりセンサー機器代金およびみまもりサービス利用料（以下「料金等」という。）を課金するため、当社が指定した会社をいいます。</p> <p>(11) 信販会社<br/><u>信販会社とは、割賦販売法上の個別信用購入あっせん業者であつて、みまもりセンサー機器代金の全部または一部につき、契約者との間でショッピング・クレジット契約を締結する者として、当社が</u></p> | <p><b>第4条 定義</b></p> <p>本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <p>(1) 申込者<br/>本契約を締結するために当社所定の手続きに従い所定の事項を<u>通知</u>する者をいいます。</p> <p>(2) 契約者<br/>本規約に基づく契約を当社と締結している<u>者</u>をいいます。</p> <p>(3) 見守られる側対象者<br/>見守られる側対象者とは、みまもりセンサーを自己の居住する住居や日常生活を過ごす主たる施設等（以下「住居等」といいます。）に設置する<u>者</u>をいいます。</p> <p>(4) 見守る人<br/>見守る人とは、契約者および契約者によってみまもりサービスを利用する<u>者</u>として指定された<u>者</u>をいいます。</p> <p>(5) 利用者<br/>見守られる側対象者および見守る人を含め、みまもりサービスを利用する<u>全ての者</u>をいいます。</p> <p>(6) みまもりセンサー（親機）<br/>みまもりセンサー（親機）とは、見守られる側対象者の住居等に設置される通信装置兼センサー装置（モーションセンサー、照度センサー、温度センサー、湿度センサー）をいい、みまもりセンサー（親機）のセンサー情報及び、みまもりセンサー（子機）、<u>オプションセンサー</u>から送信されたデータを受信・蓄積し、蓄積した情報を当社の専用サーバに送信します。</p> <p><u>みまもりセンサー（親機）は、インターネットへの接続方法により、有線LANを利用する「LAN版」、携帯電話回線を利用する「モバイル通信版」、Wi-Fiを利用する「Wi-Fi版」（「Wi-Fi版」のみ微動センサーも搭載）の3種類があります。</u></p> <p>(7) 【省略】</p> <p>(8) オプションセンサー<br/><u>オプションセンサーとは、みまもりセンサー（親機）およびみまもりセンサー（子機）以外に、契約者の選択に応じて追加される別紙1記載のセンサーの総称をいい、オプションセンサーが感知したデータをみまもりセンサー（親機）に送信します。</u></p> <p>(9) みまもりセンサー<br/>みまもりセンサーとは、みまもりセンサー（親機）、みまもりセンサー（子機）、<u>オプションセンサー</u>を総称した語です。その他の付属品は含まれません。</p> <p>(10) 【省略】</p> <p>(11) 決済代行会社<br/>決済代行会社とは、契約者の指定したクレジットカード会社に対し、みまもりサービスに係わる初期登録料、みまもりセンサー機器代金およびみまもりサービス利用料（以下「料金等」といいます。）を課金するため、当社が指定した会社をいいます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【削除】</b></p> |

| <p>指定した会社をいいます。</p>   |  |  |      |     |                       |           |  |         |  |  |
|---|--|--|------|-----|-----------------------|-----------|--|---------|--|--|
| <p><b>第5条 料金体系の内容及び選択</b></p> <p>1. 申込者は当社所定の手続に従い、<u>本契約の料金体系のプラン</u>を選択して申込みものとします。</p> <p>2. 本契約に基づき契約者が負担する費用は、原則として、初期登録料、みまもりセンサー機器代金およびみまもりサービス利用料より構成され、その<u>内訳の詳細は、当社のホームページに掲載されています。</u></p> <p style="text-align: right;">【追加】</p> <p style="text-align: right;">【追加】</p> <p style="text-align: right;">【追加】</p> <p style="text-align: right;">【追加】</p> | <p><b>第5条 料金</b></p> <p>1. 申込者は当社所定の手続に従い、<u>購入を希望するみまもりセンサー</u>を選択して申込みものとします。</p> <p>2. 本契約に基づき契約者が負担する費用は、原則として、初期登録料(<u>モバイル通信版のみ</u>)、みまもりセンサー機器代金およびみまもりサービス利用料より構成され、その<u>金額は別途通知するものとします。</u></p> <p>3. <u>みまもりサービス利用料は、みまもりセンサーが契約者の指定した場所へ到達した日の属する月の翌月1日から、本契約が解約・解除その他の理由により終了する日まで、1か月単位で継続的に課金が行われるものとします。利用期間が1か月に満たない場合であっても、1か月分のみまもりサービス利用料の支払いを要するものとします。</u></p> <p>4. 当社は、<u>公租公課その他の負担の増加や物価変動等の、著しい経済情勢の変化が発生した場合、又はみまもりサービスを運用するサーバ、通信回線等の維持費の高騰等、合理的な理由を認めた場合には、1か月の予告期間をおいた変更日及び変更後の料金等を通知することにより、第2項により通知したみまもりサービス利用料を変更することができるものとします。</u></p> <p>5. <u>前項のみまもりサービス利用料の変更は、契約者が当該変更後にみまもりサービスを利用することにより、変更後のみまもりサービス利用料に同意したものとみなします。</u></p> <p>6. <u>第4項による変更後のみまもりサービスの利用継続を希望せず、解約を希望するときは、契約者は第25条の定めに従い、本契約を将来に向けて解約することができるものとします。</u></p> |  |      |     |                       |           |  |         |  |  |
| <p><b>第6条 本契約の成立</b></p> <p>1 <b>【省略】</b></p> <p>2. 申込者は、前項の契約締結の申込にあたり、みまもりセンサーを見守られる側対象者本人の住居等に設置することについて、見守られる側対象者本人の承諾を得るものとします。</p> <p>3. 当社は前項の申込を受けた後、申込者が、以後負担する費用について決済できることを確認した後に<u>前項の承諾通知を所定の方法で発信します。</u></p>   | <p><b>第6条 本契約の成立</b></p> <p>1 <b>【省略】</b></p> <p>2. 申込者は、前項の契約締結の申込にあたり、みまもりセンサーを見守られる側対象者本人の住居等に設置することについて、見守られる側対象者本人の承諾を得るものとします。<u>当社は、見守られる側対象者の承諾に関して一切責任を負いません。</u></p> <p>3. 当社は<u>第1項</u>の申込を受けた後、申込者が、以後負担する費用について決済できることを確認した後に<u>第1項</u>の承諾通知を所定の方法で発信します。</p>   |  |      |     |                       |           |  |         |  |  |
| <p><b>第7条 申込の拒絶</b></p> <p style="text-align: right;">【省略】</p> <p>(1) <b>【省略】</b></p> <p>(2) 前号の場合のほか、<u>利用契約の申込に虚偽の事項を記載したことが判明した場合</u></p> <p>(3) <u>契約者が、本契約に基づく債務を履行しないおそれがあると当社が判断した場合</u></p> <p>(4) 過去に不正使用などにより<u>利用契約の解除または本サービスの提供を停止されていることが判明した場合</u></p> <p>(5) ~ (8) <b>【省略】</b></p> <p>(9) その他、当社が<u>利用契約の承諾を適当でないと判断した場合</u></p>                    | <p><b>第7条 申込の拒絶</b></p> <p style="text-align: right;">【省略】</p> <p>(1) <b>【省略】</b></p> <p>(2) 前号の場合のほか、<u>本契約の申込に虚偽の事項を記載したことが判明した場合</u></p> <p>(3) <u>申込者が、本契約に基づく債務を履行しないおそれがあると当社が判断した場合</u></p> <p>(4) 過去に不正使用などにより<u>本契約の解除またはみまもりサービスの提供を停止されていることが判明した場合</u></p> <p>(5) ~ (8) <b>【省略】</b></p> <p>(9) その他、当社が<u>本契約の承諾を適当でないと判断した場合</u></p>   |  |      |     |                       |           |  |         |  |  |
| <p><b>第8条 決済方法</b></p> <p>契約者は、<u>申込にあたって選択したプランに従い、初期登録料、みまもりセンサー機器代金およびみまもりサービス利用料を下記の方法で当社に対して支払うものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>①<u>料金等のうち、初期登録料及びみまもりサービス利用料については、契約者がいずれのプランを選択した場合であっても、契約者の指定したクレジットカード会社に対して決済代行会社を通じて課金することによって支払われるものとします。それぞれの料金の課金方法</u></p>   | <p><b>第8条 決済方法</b></p> <p>契約者は、初期登録料、みまもりセンサー機器代金およびみまもりサービス利用料を下記の方法で当社に対して支払うものとします。</p> <table border="1" data-bbox="1066 2496 1879 2718"> <thead> <tr> <th>料金等</th> <th>決済方法</th> <th>決済日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・初期登録料<br/>(モバイル通信版のみ)</td> <td>① クレジット払い</td> <td>契約者が、決済代行会社を通じて決済に使用するクレジットカード会社に対し決済の申し込みを行い、その申し込みが受理された日に課金</td> </tr> <tr> <td>・みまもりセン</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  | 料金等  | 決済方法 | 決済日 | ・初期登録料<br>(モバイル通信版のみ) | ① クレジット払い | 契約者が、決済代行会社を通じて決済に使用するクレジットカード会社に対し決済の申し込みを行い、その申し込みが受理された日に課金 | ・みまもりセン |  |  |
| 料金等   | 決済方法   | 決済日  |      |     |                       |           |  |         |  |  |
| ・初期登録料<br>(モバイル通信版のみ)   | ① クレジット払い  | 契約者が、決済代行会社を通じて決済に使用するクレジットカード会社に対し決済の申し込みを行い、その申し込みが受理された日に課金 |      |     |                       |           |  |         |  |  |
| ・みまもりセン   |  |  |      |     |                       |           |  |         |  |  |

|   |   |   |               |  |                    |                  |   |                    |               |   |  |
|---|---|---|---------------|--|--------------------|------------------|---|--------------------|---------------|---|--|
| <p>は、以下の通りとします。</p> <p>①初期登録料：申し込み手続きにおいて、申込者が、決済代行会社を通じて決済に使用するクレジットカード会社に対し決済の申し込みを行い、その申し込みが受理された日の属する月の翌月1日に課金します。</p> <p>②みまもりサービス利用料：上記①の課金日に第1回の課金を行い、以後、毎月1日に当月分を課金します。</p> <p>② 料金等のうち、みまもりセンサー機器代金の支払い方法については、契約者の選択したプランによって、以下の方法によるものとします。</p> <p>②-1：みまもりセンサー機器代金の全部または一部に対し、本契約の成立時に、決済代行会社を通じて、契約者の指定したクレジットカード会社に対して課金する場合、決済代行会社に申し込んだ日に当該みまもりセンサー機器代金の全部または一部に相当する金額が課金されます。</p> <p>②-2：みまもりセンサー機器代金の全部または一部に対し、本契約の成立時に、当社所定の信販会社との間でショッピング・クレジット契約を締結する場合、決済条件は、信販会社とのショッピング・クレジット契約約款によるものとします。</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1064 249 1283 477"> <p>センサー機器代金</p> </td> <td data-bbox="1289 249 1430 477"> <p>② 銀行振込</p> </td> <td data-bbox="1436 249 1887 477"> <p>します。</p> <p>当社が指定した日までに、当社指定の銀行口座にお振込みいただきます。なお、振込手数料は契約者の負担とします。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 486 1283 655"> <p>みまもりサービス利用料</p> </td> <td data-bbox="1289 486 1430 655"> <p>① クレジット払い</p> </td> <td data-bbox="1436 486 1887 655"> <p>みまもりセンサーが契約者の指定した場所へ到達した日の属する月の翌月1日に課金し、以後、毎月1日に当月分を課金します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 664 1283 928"> <p>みまもりサービス利用料</p> </td> <td data-bbox="1289 664 1430 928"> <p>② 口座振替</p> </td> <td data-bbox="1436 664 1887 928"> <p>契約者が指定した銀行口座から、契約者がみまもりセンサーを受領した日の属する月の26日（銀行が休業日の場合、翌営業日。以下同様。）に引き落とし、以後、毎月26日に当月分を引き落とします。</p> </td> </tr> </table> | <p>センサー機器代金</p>   | <p>② 銀行振込</p> | <p>します。</p> <p>当社が指定した日までに、当社指定の銀行口座にお振込みいただきます。なお、振込手数料は契約者の負担とします。</p> | <p>みまもりサービス利用料</p> | <p>① クレジット払い</p> | <p>みまもりセンサーが契約者の指定した場所へ到達した日の属する月の翌月1日に課金し、以後、毎月1日に当月分を課金します。</p> | <p>みまもりサービス利用料</p> | <p>② 口座振替</p> | <p>契約者が指定した銀行口座から、契約者がみまもりセンサーを受領した日の属する月の26日（銀行が休業日の場合、翌営業日。以下同様。）に引き落とし、以後、毎月26日に当月分を引き落とします。</p> |  |
| <p>センサー機器代金</p>   | <p>② 銀行振込</p>   | <p>します。</p> <p>当社が指定した日までに、当社指定の銀行口座にお振込みいただきます。なお、振込手数料は契約者の負担とします。</p>                            |               |  |                    |                  |   |                    |               |   |  |
| <p>みまもりサービス利用料</p>  | <p>① クレジット払い</p>  | <p>みまもりセンサーが契約者の指定した場所へ到達した日の属する月の翌月1日に課金し、以後、毎月1日に当月分を課金します。</p>                                   |               |  |                    |                  |   |                    |               |   |  |
| <p>みまもりサービス利用料</p>  | <p>② 口座振替</p>   | <p>契約者が指定した銀行口座から、契約者がみまもりセンサーを受領した日の属する月の26日（銀行が休業日の場合、翌営業日。以下同様。）に引き落とし、以後、毎月26日に当月分を引き落とします。</p> |               |  |                    |                  |   |                    |               |   |  |
| <p><b>第9条 延滞利息</b></p> <p>1. 当社が決済代行会社を通じて契約者に対する料金等の課金手続を行おうとした際に、クレジットカード会社への課金が拒絶された場合、当社は、契約者に対しその旨を連絡し、当該料金等について支払を請求します。</p> <p>2～3【省略】</p>   | <p><b>第9条 延滞利息</b></p> <p>1. 当社が決済代行会社を通じて契約者に対する料金等の課金手続を行おうとした際に、クレジットカード会社への課金が拒絶された場合、または、当社が契約者に対する料金等を指定された銀行口座から引き落とそうとした際に、引き落としができなかった場合、当社は、契約者に対しその旨を連絡し、当該料金等について支払を請求します。</p> <p>2～3【省略】</p>   |   |               |  |                    |                  |   |                    |               |   |  |
| <p><b>第10条 通信環境の整備責任</b></p> <p>1. 契約者や利用者は、みまもりセンサーを接続してみまもりサービスを受けるのに必要なインターネット環境（配線、ルーター、モデム等の通信機器、ソフトウェア、みまもりセンサーにより感知した情報を受信するための端末その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備および回線利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入、その他、本サービスを利用するために必要な準備）の整備を、すべて契約者の責任および費用において行わなければなりません。</p> <p>2. みまもりサービスを受けるために、本国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、契約者および利用者は、その責任において、利用に供される全てのネットワークを規制する法令や、各通信事業者の定める約款等の契約に従うものとします。</p>   | <p><b>第10条 通信環境の整備責任</b></p> <p>1. 契約者や利用者は、みまもりセンサーを接続してみまもりサービスを利用するのに必要なインターネット環境（配線、ルーター、モデム等の通信機器、ソフトウェア、みまもりセンサーにより感知した情報を受信するための端末その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備および回線利用契約の締結・回線提供エリアの確認、インターネット接続サービスへの加入、その他、みまもりサービスを利用するために必要な準備）の整備を、すべて契約者の責任および費用において行わなければなりません。</p> <p>2. みまもりサービスを利用するために、本国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、契約者および利用者は、その責任において、利用に供される全てのネットワークを規制する法令や、各通信事業者の定める約款等の契約に従うものとします。</p>   |   |               |  |                    |                  |   |                    |               |   |  |
| <p><b>第14条 引渡しおよび所有権の帰属</b></p> <p>1【省略】</p> <p>2. みまもりセンサーの所有権は、当社より発送したみまもりセンサーを契約者もしくは契約者の指定する者が受領した時点で契約者に移転するものとします。ただし、料金プランの選択の結果、みまもりセンサー機器代金の全部または一部につき、信販会社とのショッピング・クレジット契約による複数回の分割支払いの方法が選択された場合には、信販会社に対する債務が完済されるまで、みまもりセンサー（代替品を提供した場合も含む。）の所有権は信販会社に帰属するものとします。</p> <p>3. 前項ただし書により信販会社に所有権が帰属している場合、契約者は、みまもりセンサーを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、その所在、使用状況、占有状況等について当社もしくは信販会社からの問い合わせを受けた場合や返還を求められた場合には、</p>  | <p><b>第14条 引渡しおよび所有権の帰属</b></p> <p>1【省略】</p> <p>2. みまもりセンサーの所有権は、当社より発送したみまもりセンサーを契約者もしくは契約者の指定する者が受領した時点で契約者に移転するものとします。</p> <p style="text-align: right;">【削除】</p>  |   |               |  |                    |                  |   |                    |               |   |  |

|   |  |
|---|--|
| <p><u>速やかに応じるものとします。</u></p> <p>【追加】</p>  | <p><u>3. 前項の定めにかかわらず、みまもりセンサー（親機）のモバイル通信版に内蔵されているSIMカードの所有権は、契約者に移転せずに、当社またはその他の権利者に帰属します。本契約終了後、当社は、契約者に対し、SIMカードの取扱いを指示することができるものとし、契約者は、当社の指示に従ってSIMカードを当社に返却または破棄するものとします。</u></p>   |
| <p><b>第15条 みまもりセンサーの滅失・毀損の場合の取扱</b></p> <p>契約者または契約者の指定する者がみまもりセンサーを受領した後に、みまもりセンサーが滅失・毀損したとしても、契約者はその事実をもって機器代金の支払や、みまもりサービス利用料金の支払を拒絶することはできません。ただし、第25条により本契約を将来に向けて一部解約することにより、みまもりサービスを解約する場合はこの限りではありません。</p>   | <p><b>第15条 みまもりセンサーの滅失・毀損の場合の取扱</b></p> <p>契約者または契約者の指定する者がみまもりセンサーを受領した後に、みまもりセンサーが滅失・毀損したとしても、契約者はその事実をもって機器代金の支払や、みまもりサービス利用料の支払を拒絶することはできません。ただし、第25条により本契約を将来に向けて一部解約することにより、みまもりサービスを解約する場合はこの限りではありません。</p>   |
| <p><b>第16条 みまもりセンサーの不具合・故障時の対応</b></p> <p>1. 契約者または契約者の指定する者がみまもりセンサーを当社から受領した後に<u>同機器</u>の作動に異常が発生した場合、契約者は発生した不具合の内容について当社に遅滞なく通知してください。</p> <p>2. 不具合の有無および内容を確認するために当社が契約者に対し、<u>機器</u>の操作、設定の指示、不具合状況の確認、または不具合品の当社への送付を依頼した場合には、契約者は正当な理由のない限り、当社の指示に従ってください。</p> <p>3. みまもりセンサーに不具合が生じたことを当社が確認した場合、当社はその判断および選択により、契約者に対する<u>交換品</u>の提供、もしくは修理・返還を行うものとします。</p> <p>4. 契約者は、みまもりセンサーの修理および再設置が完了するまでの間、みまもりサービスの提供を行い得ない状況を受忍します。ただし、当社が、不具合のあるみまもりセンサーを修理するために当該<u>機器</u>を受領した翌日から起算して当社営業日7日間以内に修理品もしくは代替品の発送を契約者に対して行えなかった場合、契約者は7日間を超えた期間であってみまもりサービスの利用ができなかった期間につき、みまもりサービスの日割分の減額を請求することができるものとします。かかる請求があった場合、当社は翌月以降のご請求額から、当該金額を減額するものとします。</p> <p>5. 修理費用もしくは代替品の費用については、契約発効日から1年以内に当社にみまもりセンサーの不具合の具体的な内容についての通知がなされた場合に限り無償としますが、以下の場合は当該期間内に通知がなされた場合であっても有償とします。</p> <p>① <u>契約者または見守られる側対象者</u>による使用上の誤り、または不適切な修理や改造によるもの</p> <p>② 天変地異や動乱、火災、異常電圧等、当社の支配を超える外部要因によるもの</p> <p>6 【省略】</p> | <p><b>第16条 みまもりセンサーの不具合・故障時の対応</b></p> <p>1. 契約者または契約者の指定する者がみまもりセンサーを当社から受領した後に<u>みまもりセンサー</u>の作動に異常が発生した場合、契約者は発生した不具合の内容について当社に遅滞なく通知してください。</p> <p>2. 不具合の有無および内容を確認するために当社が契約者に対し、<u>みまもりセンサー</u>の操作、設定の指示、不具合状況の確認、または不具合品の当社への送付を依頼した場合には、契約者は正当な理由のない限り、当社の指示に従ってください。</p> <p>3. みまもりセンサーに不具合が生じたことを当社が確認した場合、当社はその判断および選択により、契約者に対する<u>代替品</u>の提供、もしくは修理・返還を行うものとします。</p> <p>4. 契約者は、みまもりセンサーの修理および再設置が完了するまでの間、みまもりサービスの提供を行い得ない状況を受忍します。ただし、当社が、不具合のあるみまもりセンサーを修理するために当該<u>不具合品</u>を受領した翌日から起算して当社営業日7日間以内に修理品もしくは代替品の発送を契約者に対して行えなかった場合、契約者は7日間を超えた期間であってみまもりサービスの利用ができなかった期間につき、みまもりサービスの日割分の減額を請求することができるものとします。かかる請求があった場合、当社は翌月以降のご請求額から、当該金額を減額するものとします。</p> <p>5. 修理費用もしくは代替品の費用については、契約発効日から1年以内に当社にみまもりセンサーの不具合の具体的な内容についての通知がなされた場合に限り無償としますが、以下の場合は当該期間内に通知がなされた場合であっても有償とします。</p> <p>(1) <u>利用者</u>による使用上の誤り、または不適切な修理や改造によるもの</p> <p>(2) 天変地異や動乱、火災、異常電圧等、当社の支配を超える外部要因によるもの</p> <p>6 【省略】</p> |
| <p><b>第17条 みまもりサービスの内容</b></p> <p>1. みまもりサービスによって提供されるサービスの内容は別紙1記載のとおりとします。</p> <p>2. <u>みまもりサービス利用料は原則として月額2980円（税込）とし、利用期間が1か月に満たない場合であっても、1か月単位で課金が行われるものとします。</u></p> <p>3 【省略】</p> <p>4 【省略】</p> <p>【追加】</p>  | <p><b>第17条 みまもりサービスの内容</b></p> <p>1. みまもりサービスによって提供されるサービスの内容は別紙1記載のとおりとします。</p> <p>【削除】</p> <p>2 【省略】</p> <p>3 【省略】</p> <p>4. 当社は、みまもりサービスの提供に係る業務の全部または一部を、<u>当社の責任において、第三者に委託することができるものとします。</u></p>  |
| <p><b>第18条 ログインIDおよびパスワードの付与</b></p>  | <p><b>第18条 ログインIDおよびパスワードの付与</b></p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>当社は契約者に対し、みまもりサービスの利用に必要なログインIDおよびパスワードを当社の定める方法により付与します。</p>   | <p>当社は契約者に対し、みまもりサービスの利用に必要なログインIDおよびパスワードを当社の定める方法により付与します。<u>契約者以外の見守る人がみまもりサービスの利用に必要なログインIDおよびパスワードは、契約者の責任において付与するものとします。</u></p>  |
| <p><b>第20条 みまもりサービスのサービス内容の変更に関する事前告知</b></p> <p>当社は、みまもりサービスの内容を、1ヶ月前に当社が適当と認める方法を用い通知することにより契約者の承諾なしに変更できるものとします。</p> <p style="text-align: right;">【追加】</p> <p style="text-align: right;">【追加】</p>  | <p><b>第20条 みまもりサービスのサービス内容の変更に関する事前告知</b></p> <p>1. 当社は、みまもりサービスの内容を、1ヶ月前に<u>(軽微な変更の場合は事前に) 変更適用日および変更後の内容を当社が適当と認める方法を用い通知することにより、契約者の承諾なしに合理的な範囲内で変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の場合、契約者は、みまもりサービスの内容変更適用日以後にみまもりサービスを利用することにより、変更後のサービス内容に同意したものとみなします。</u></p> <p>3. <u>第1項による変更後のみまもりサービスの利用継続を希望せず、解約を希望するときは、契約者は第25条の定めに従い、本契約を将来に向けて解約することができるものとします。</u></p> |
| <p><b>第21条 契約者の注意義務</b></p> <p>1～5【省略】</p> <p style="text-align: right;">【追加】</p>  | <p><b>第21条 契約者の注意義務</b></p> <p>1～5【省略】</p> <p>6. <u>契約者は、みまもりセンサー（親機）のモバイル通信版に内蔵されているSIMカードについて厳重に管理するものとし、当社の書面による事前同意なくして第三者に貸与、譲渡、またはその他の処分をしてはなりません。</u></p>  |
| <p><b>第23条 みまもりサービスの中断</b></p> <p>1. 当社は、次の場合には、当該事由が解消しみまもりサービスの再開が可能となるまでの間、<u>同</u>サービスの提供を一時中止することがあります。</p> <p>(1)～(5)【省略】</p> <p>2～3【省略】</p>   | <p><b>第23条 みまもりサービスの中断</b></p> <p>1. 当社は、次の場合には、当該事由が解消しみまもりサービスの再開が可能となるまでの間、<u>みまもり</u>サービスの提供を一時中止することがあります。</p> <p>(1)～(5)【省略】</p> <p>2～3【省略】</p>   |
| <p><b>第24条 みまもりサービスの拒絶</b></p> <p>1. 当社は、契約者または利用者が本契約に違反し、契約者に対する20日の催告期間をもって当該違反状態の解消を請求したにもかかわらず違反状態が解消されなかった場合、違反状態の解消がなされるまでの間、契約者および利用者に対しみまもりサービスの提供を停止することがあります。ただし、緊急やむを得ない場合には、何らの催告を要せず<u>同</u>サービスの提供を拒絶することができます。</p> <p>2【省略】</p>  | <p><b>第24条 みまもりサービスの拒絶</b></p> <p>1. 当社は、契約者または利用者が本契約に違反し、契約者に対する20日の催告期間をもって当該違反状態の解消を請求したにもかかわらず違反状態が解消されなかった場合、違反状態の解消がなされるまでの間、契約者および利用者に対しみまもりサービスの提供を停止することがあります。ただし、緊急やむを得ない場合には、何らの催告を要せず<u>みまもり</u>サービスの提供を拒絶することができます。</p> <p>2【省略】</p>  |
| <p><b>第25条 契約者から行う本契約の一部解除</b></p> <p>1～2【省略】</p> <p>3. みまもりサービスの提供の終了により、当社は、解約日を含む月の翌月以降は、みまもりサービスの<u>利用料金</u>を課金しないものとします。</p> <p>4. 本条に基づく解約は、解約日以前に提供されたみまもりサービス利用料の支払債務、初期登録料支払債務、および<u>当社または信販会社に対するみまもりセンサーの機器購入代金債務</u>には影響を与えません。解約日後も、これらの残債務については引き続き所定の条件でお支払いいただきます。</p> | <p><b>第25条 契約者から行う本契約の一部解除</b></p> <p>1～2【省略】</p> <p>3. みまもりサービスの提供の終了により、当社は、解約日を含む月の翌月以降は、みまもりサービス利用料を課金しないものとします。</p> <p>4. 本条に基づく解約は、解約日以前に提供されたみまもりサービス利用料の支払債務、初期登録料支払債務、およびみまもりセンサー機器代金の<u>支払債務</u>には影響を与えません。解約日後も、これらの残債務については引き続き所定の条件でお支払いいただきます。</p>  |
| <p><b>第27条 期限の利益喪失規定</b></p> <p style="text-align: right;">【省略】</p> <p>(1) 決済代行業者を通じたクレジットカード会社への課金が拒絶され、かつ当社が20日以上催告期間を定めて行った請求に対して支払がなされなかったとき。</p> <p>(2)～(4)【省略】</p> <p>(5) <u>みまもりセンサーの購入が契約者にとって商行為（業務提供誘</u></p>  | <p><b>第27条 期限の利益喪失規定</b></p> <p style="text-align: right;">【省略】</p> <p>(1) 決済代行業者を通じたクレジットカード会社への課金が拒絶<u>または指定された銀行口座からの引き落としができなかった場合であって</u>、かつ当社が20日以上催告期間を定めて行った請求に対して支払がなされなかったとき。</p> <p>(2)～(4)【省略】</p> <p style="text-align: right;">【削除】</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p><u>引販売個人契約を除きます。)となる場合で、契約者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。</u></p> <p>(6)～(7)【省略】</p>   | <p>(5)～(6)【省略】</p>   |
| <p><b>第28条 当社からの契約解除事由</b><br/>【省略】</p> <p>(1)【省略】</p> <p>(2) 利用契約の申込に虚偽の事項を記載したこと、または虚偽の変更届けを行ったことが判明した場合</p> <p>(3) 契約者が、当社に対する利用料金その他の債務の支払いを遅滞し、20日以上の催告期間を付して請求を受けたにもかかわらず支払を行わなかった場合</p> <p>(4)～(8)【省略】</p>   | <p><b>第28条 当社からの契約解除事由</b><br/>【省略】</p> <p>(1)【省略】</p> <p>(2) <u>本契約の申込に虚偽の事項を記載したこと、または虚偽の変更届けを行ったことが判明した場合</u></p> <p>(3) 契約者が、当社に対する料金等その他の債務の支払いを遅滞し、20日以上の催告期間を付して請求を受けたにもかかわらず支払を行わなかった場合</p> <p>(4)～(8)【省略】</p>   |
| <p><b>第30条 個人情報の保護</b></p> <p>当社は、知得した契約者および利用者の個人情報を法令および、契約申込時にご同意いただく当社の個人情報取扱ポリシーに従って管理を行います。</p> <p>【追加】</p> <p>【追加】</p> <p>【追加】</p>   | <p><b>第30条 個人情報の保護</b></p> <p>1. 当社は、<u>本契約に関し知得した契約者および利用者の個人情報を法令および、契約申込時にご同意いただく当社の個人情報取扱ポリシーに従って管理を行います。</u></p> <p>2. 当社は、<u>知得した契約者および利用者の個人情報を、以下の各号に定める目的のためにのみ利用するものとし、本人の同意なくこれらの目的以外には利用しません。</u></p> <p>(1) <u>みまもりサービスの案内</u></p> <p>(2) <u>みまもりサービスの提供・運営・維持管理</u></p> <p>(3) <u>みまもりセンサーの送付</u></p> <p>(4) <u>料金等の決済、お支払状況の確認</u></p> <p>(5) <u>お問合せへの対応、その他必要なご連絡</u></p> <p>(6) <u>みまもりサービスの改善・品質の向上</u></p> <p>3. 当社は、<u>前項に定める利用目的の達成に必要な範囲内において、知得した契約者および利用者の個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合があります。この場合、当社は、当該第三者に対して本契約と同等の秘密保持義務を課すものとし、個人情報の安全管理が図られるよう、適切な監督を行うものとし</u>ます。</p> <p>4. 当社は、<u>みまもりサービスの利用により当社サーバ上に保存される利用者に関する情報、センサー情報、生活状況データ等の一切の情報について、適切なアクセス制御を施し、アクセス・取得・利用しないものとし</u>ます。</p> |
| <p><b>第31条 損害賠償の制限</b></p> <p>1 【省略】</p> <p>【追加】</p> <p>2～4 【省略】</p> <p>5. 契約者および利用者が「<u>いまイルモ利用契約</u>」に関して、当社または第三者に損害を及ぼした場合、契約者および利用者は、当社または当該第三者に対し、係る損害を賠償するものとします。</p> <p>6. <u>利用者は、みまもりセンサーやみまもりサービスの利用に関し、他の利用者または第三者に対して損害を与えたものとして、他の利用者または第三者から何らかの請求がなされ、または、訴訟が提起された場合、契約者および利用者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとし</u>ます。</p> <p>7～8 【省略】</p> | <p><b>第31条 損害賠償の制限</b></p> <p>1 【省略】</p> <p>2. <u>前項に定める場合のほか、いかなる場合においても、当社が本契約に基づき契約者および利用者に対して負担する損害賠償額の総額は、当該損害賠償の原因となる事由が生じた日から過去12ヶ月分のみまもりサービス利用料を上限として、契約者が当該本契約に基づき当社に対して支払ったみまもりサービス利用料の合計額に相当する金額を超えないものとし</u>ます。</p> <p>3～5 【省略】</p> <p>6. 契約者および利用者が<u>本契約に関して、当社または第三者に損害を及ぼした場合、契約者および利用者は、当社または当該第三者に対し、係る損害を賠償するものとし</u>ます。</p> <p>7. <u>みまもりセンサーやみまもりサービスの利用に関し、他の利用者または第三者に対して損害を与えたものとして、他の利用者または第三者から何らかの請求がなされ、または、訴訟が提起された場合、契約者および利用者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとし</u>ます。</p> <p>8～9 【省略】</p>  |
| <p><b>第32条 暴力団排除条項</b></p> <p>1～2 【省略】</p>  | <p><b>第32条 暴力団排除条項</b></p> <p>1～2 【省略】</p>   |



|   |   |
|---|---|
| <p>3. 契約者が1項もしくは2項のいずれかに違反したことが判明した場合、契約者が当社の行う本条に関する必要な調査に応じない場合、または契約者が当該調査に対して虚偽の回答をした場合には、当社は<u>いまイルモ利用契約の全部又は一部を催告なしに解除することができるもの</u>とします。ただし、<u>同契約が解除された場合</u>であっても、当社に対する既発生の料金債務等で完済に至らない債務がある場合には、同額の損害賠償を直ちに支払うものとします。</p> <p>4 【省略】</p>                       | <p>3. 契約者が第1項もしくは第2項のいずれかに違反したことが判明した場合、契約者が当社の行う本条に関する必要な調査に応じない場合、または契約者が当該調査に対して虚偽の回答をした場合には、当社は<u>本契約の全部又は一部を催告なしに解除することができるもの</u>とします。ただし、<u>本契約が解除された場合</u>であっても、当社に対する既発生の料金債務等で完済に至らない債務がある場合には、同額の損害賠償を直ちに支払うものとします。</p> <p>4 【省略】</p>   |
| <p><b>第34条 契約者への通知事項</b></p> <p>当社は次の各号に定める事由が生じたときは、その旨を<u>同社所定の方法</u>により、契約者に通知します。</p> <p>(1) ～ (2) 【省略】</p> <p>(3) 利用料金の変更</p> <p>(4) ～ (6) 【省略】</p>  | <p><b>第34条 契約者への通知事項</b></p> <p>当社は次の各号に定める事由が生じたときは、その旨を<u>電子メール、当社のホームページまたはサービスページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法</u>により、契約者に通知します。</p> <p>(1) ～ (2) 【省略】</p> <p>(3) 料金等の変更</p> <p>(4) ～ (6) 【省略】</p>   |
| <p><b>第40条 本規約の改定</b></p> <p>当社は合理的な必要性が認められる場合、本規約を任意に変更することができるものとし、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、規約の性質上適切でないものを除き、変更後の新たな規約を適用するものとします。本規約の変更に際しては、当社は契約者に当社が適当と認める方法により<u>契約者に通知するもの</u>とします。</p> <p style="text-align: right;">【追加】</p> <p style="text-align: right;">【追加】</p> | <p><b>第40条 本規約の改定</b></p> <p>1. 当社は合理的な必要性が認められる場合、本規約を任意に変更することができるものとし、契約者の利用条件その他本契約の内容は、規約の性質上適切でないものを除き、変更後の新たな規約を適用するものとします。本規約の変更に際しては、当社は契約者に当社が適当と認める方法により<u>事前に変更適用日および変更後の新たな規約の内容を通知の上変更するもの</u>とします。ただし、<u>本規約の変更により当社の義務を制限する場合、または契約者の権利を制限もしくは義務を加重する場合には、1か月以上の予告期間をおくもの</u>とします。</p> <p>2. 前項の場合、契約者は、本規約の変更適用日以後にみまもりサービスを利用することにより、<u>変更後の新たな規約に同意したもの</u>とみなします。</p> <p>3. 第1項による変更後のみまもりサービスの利用継続を希望せず、<u>解約を希望するときは、契約者は第25条の定めに従い、本契約を将来に向けて解約することができるもの</u>とします。</p> |
| <p><b>第41条 連絡窓口</b></p> <p style="text-align: center;">【省略】</p> <p>相談時間：土日祝祭日及び年末年始休業日を除く、平日 9:00-17:00 とすることとします。</p> <p>連絡先： 東京都港区芝 5-33-7 徳栄ビル9F 株式会社ソルクシーズ<br/>お問合せ窓口 03-6722-5716</p>  | <p><b>第41条 連絡窓口</b></p> <p style="text-align: center;">【省略】</p> <p>相談時間：土日祝祭日及び年末年始休業日を除く、平日 10:00-17:00 とすることとします。</p> <p>連絡先： 東京都港区海岸 3-9-15 LOOP-X ビル5F 株式会社ソルクシーズ<br/>お問合せ窓口 03-6722-5716</p>   |